

保 発 0118 第 17 号
平成 29 年 1 月 18 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 3 号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされた。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、市町村の保険料の賦課に関する基準等に係る所要の規定を整備するため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）の一部を改正するもの。

なお、今回の改正政令では、市町村の保険料の賦課に関する基準等に係る所要の規定の整備のみを行ったが、これ以外の改正法の施行（平成 30 年 4 月 1 日施行分）に伴い必要となる関係政令の規定の整備については、今後、措置する予定であることを申し添える。

第 2 改正の内容

1 基礎賦課総額に係る基準の改正（国保令第 29 条の 7 第 2 項関係）

- (1) 基礎賦課総額の算定の基準となる額について、①に掲げる額の見込額から②に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とすること。

① 当該年度におけるア) からカ) までに掲げる額の合算額

ア) 療養の給付等に要する費用等の額

イ) 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（後期高齢者支援金

- 等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額
- ウ) 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
 - エ) 財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
 - オ) 保健事業に要する費用の額
 - カ) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額
- ② 当該年度におけるア) からウ) までに掲げる額の合算額
- ア) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第74条の規定による国の補助金
 - イ) 法第75条の規定による都道府県及び市町村の補助金及び貸付金の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に係るものを除く。)
 - ウ) 国民健康保険保険給付費等交付金の額
 - エ) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
- (2) 基礎賦課総額に係る標準割合を廃止すること。

2 後期高齢者支援金等賦課総額に係る基準の改正(国保令第29条の7第3項関係)

- (1) 後期高齢者支援金等賦課総額について、①に掲げる額の見込額から②に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とすること。
- ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の額
 - ② 当該年度におけるア) 及びイ) に掲げる額の合算額
 - ア) 法第75条の規定による都道府県及び市町村の補助金及び貸付金の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の額
 - イ) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(2) 後期高齢者支援金等賦課総額に係る標準割合を廃止すること。

3 介護納付金賦課総額に係る基準の改正（国保令第29条の7第4項関係）

(1) 介護納付金賦課総額について、①に掲げる額の見込額から②に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とすること。

① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額

② 当該年度におけるア）及びイ）に掲げる額の合算額

ア） 法第75条の規定による都道府県及び市町村の補助金及び貸付金の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額

イ） その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(2) 介護納付金賦課総額に係る標準割合を廃止すること。

4 退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の改正（国保令附則第4条関係）

退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例について、国保令第29条の7の改正及び療養給付費等交付金が都道府県に交付されることとなること等に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 施行期日等

改正政令は、平成30年4月1日から施行すること（平成30年度の保険料から適用）。